8　法第103条の２第14項に該当する場合は、記載を要しない。

9　施行規則第51条の10の６第３項の規定による電波利用料の前納に係る記載は、次によること。

⑴　電波利用料の前納の申出の有無について、該当する□にレ印を付けること。なお、前納の申出をした場合、口座振替により納付することはできない。

⑵　電波利用料の前納に係る期間については、前納を希望する場合に限り記載することとし、該当する□にレ印を付けること。その他に該当する場合は、無線局の免許の有効期間のうち、１年を単位とする期間を記載すること。ただし、法第13条第２項に規定する義務船舶局又は義務航空機局の無線局の免許を受けようとする者は、その他の□にレ印を付け、１年を単位とする期間を記載すること。

10　電波利用料納入告知書について、１の欄と異なる住所にある申請者と同一法人の部署に送付を希望する場合に限り、注５に準じて記載すること。

11　申請に対する処分に係る書類の送付を希望するときは、申請者又は代理人の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載し、送付に要する郵便切手又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者による同条第２項に規定する信書便の役務に関する料金の支払のために使用することができる証票（以下「郵便切手等」という。）を貼付した返信用封筒を申請書に添付すること。この場合において、封筒は、当該書類を封入し得るもの（書類を折らずに送付することを希望する場合は、相当の大きさのもの）とする。

12　申請書の用紙は、日本工業規格Ａ列４番とし、該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。

［削る］

別表第一号の二　無線局（パーソナル無線及びアマチュア局を除く。）の免許申請書及び無線局（陸上移動局、携帯局、アマチュア局（人工衛星等のアマチュア局を除く。）、簡易無線局及び構内無線局を除く。）の再免許申請書の様式（第３条及び第18条関係）

無線局 免許／再免許 申請書（注１）

年　月　日

	収入印紙 ちよう付欄	

総務大臣　殿（注２）

申請者（注３）

住所

氏名　　印

代表者氏名

下記の無線局を開設したいので、電波法第６条の再免許を受けたいので、無線局免許手続規則第16条の規定により別紙の書類を添えて申請します。

記

①無線局の種別及び局数	②識別信号	③免許の番号	④免許の年月日	⑤備考（注４）